#### 原子力発電環境整備機構

理事長 近藤駿介 殿

原子力発電環境整備機構情報公開審查委員会 座長 新保雄司

# 答 申 書

2023年7月6日付で原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)から当委員会 へ諮問された2023年度諮問第1号(「2023年6月21日付で受付けた情報公開請求 書の機構資料」の取扱いについて)に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

## 第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料のうち、「法人等情報」又は「事務又は事業に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

# 第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2023-1]

機構が行う立地活動のうち直営で施設見学を行った、地層処分事業に関心がある団体についての団体名・数、参加者数、対象施設とこれにかかる経費に係る一覧(資料が残る2016~202年度分)

- 2. 情報公開請求に対する機構の説明
  - ・上記1の内容に該当する機構資料
    - a. 2016年度 施設見学会 実績
    - b. 2017年度 施設見学会 実績
    - c. 2018年度 施設見学会 実績
    - d. 2019年度 施設見学会 実績
    - e. 2020年度 施設見学会 実績
    - f. 2021年度 施設見学会 実績
    - g. 2022年度 施設見学会 実績
  - ・公開の取扱い

上記2の資料はすべて部分公開とする。

### 3. 当委員会の判断

上記資料を確認したところ、a、b、c、d、e、f 及びg は、機構以外の法人その他団体に関する情報または「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」の「名称若しくは名称を特定する情報」(他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。)を含む情報、または機構の事務に関する情報であって、公にすることにより機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち、「2. 法人等情報」又は「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

## 第3 審議の経緯

(1) 2023年7月 6日 情報公開審査委員会に諮問

(2) 2023年7月10日 第42回情報公開審査委員会で審議

(3) 2023年7月10日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審查委員会

委員長(座長)新保雄司委員 伊東健次女員 加藤 一郎